

収益業務の実施にあたっての注意事項

(1) 全般

- ① アルコール類（ノンアルコール飲料含む）は販売しないこと。
- ② 販売する物品等は、新宿御苑管理事務所長とあらかじめ協議し許可を得た物に限ること。
- ③ 飲食物の提供を新たに行う場合は、安全性には十分留意するとともに衛生管理及び安全管理について十分な体制を整備し、事業者が全て責任を負うこと。
- ④ 収益業務実施事業者は、収益業務に対応する全てのスタッフに対して、本事業内容や運営について理解を求め、適切な実施に支障がないよう努めること。
- ⑤ 新宿御苑管理事務所長が収益業務実施事業者に対して事業運営について改善を求めた場合は、収益業務実施事業者はその求めに適切に対応すること。

(2) 収益業務に携わるスタッフ等について

- ① 収益業務に携わる従業員の身元保証、健康管理、就業及び労務について、収益業務実施事業者はその責任を負うこと。
- ② 収益事業の実施事業者は関係者として園内に入りする他の業者に対して、注意事項の理解を求め、遵守させること。

(3) その他事項

- ① 災害発生時には、災害対応に協力すること。
- ② 収益業務の実施事業者は新宿御苑が国民公園であることを理解し、品位ある運営のもと、利用者ニーズの把握・低廉で良質なサービスの維持向上を常に怠らず、広くインフォメーションセンター来館者への便宜を図らなければならない。